

部局名：

法学部

部局長名：

波多野 敏

目 標	目標の達成状況(成果)及び新たに生じた課題への取組 (部局での検証とそれに対する取組)
<p>①教育領域</p>	<p>自己評価</p>
<p>①-1 目標</p>	<p>①-1 目標の達成状況及び新たに生じた課題への取組</p>
<p>(1)新しい教育カリキュラムの実施と問題点の検証：本年度から開始される60分・クォーター制、ならびに3コース制について、これを着実に実施するとともに、実施上の問題点を検証する。またこれに伴って、法務研究科とも連携して、高校などに新カリキュラムの狙いなどを説明し、入学者を確保するよう努める。</p> <p>(2)教育における法務研究科との連携：従来の司法コースのリーガルライティング演習を核に、法務研究科への接続教育の領域を中心として、部局の別を超えて相互に必要な授業を担当するなど、法務研究科との教育上の連携をはかりながら、学生の主体的学習を促す。</p> <p>(3)実践的教育の高度化：弁護士会、司法書士会、公務員などの協力のもと実践的な授業を開講するとともに、ゼミやインターンシップなどを利用して裁判所や法務局、弁護士事務所などにおける実践的な研修を行う。</p> <p>(4)教員の教育方法の継続的な向上策：教育フォーラムやピアレビューなどを通じて、講義方法等についての情報を交換し、改善をはかるなど教育方法の改善を継続的に検討してゆく。</p> <p>(5)法友会を通じた学生の自主的な学習の支援：金沢大学などと連携しつつ、学生サークル法友会を通じて学生の自主的な勉強会や模擬裁判の実施を支援し、自主的学習を促進する。</p> <p>(6)教育における国際的な連携：夏期休暇などを利用して海外大学からの学生を受け入れ、講義などを行うとともに、本学学生との交流を行う。ほかにも、外国における研修・講座などについて単位化することで、学生のグローバルな関心を高め海外との交流を促進する。</p> <p>(7)キャリア支援：法務研究科とも連携して、企業説明会を行うなど、学生のキャリア意識をたかめるとともに、進路について考えるための情報をきめ細かく提供する。</p>	<p>1) 60分クォーター制、3コース制を実施し、問題点の検証を行った。学部で対応できる問題のほか、2年生の専門科目の開講形態など、解決のためには全学との調整の必要な課題も見つかった。また、新しいカリキュラムについて執行部と入試委員で、岡山・倉敷、姫路、高松、福山方面の高校を訪問し、情報提供を行った。また、岡山・倉敷については法務研究科教務委員長を同行し、法務研究科との連携についても説明した。高校生に法学部で学ぶ内容が伝わりにくいという高校からの指摘に応えるためにホームページで入門科目の情報を提供することとした。</p> <p>2) 法務研究科との接続教育の中心となる「リーガルライティング演習Ⅰ-Ⅲ」「リーガルライティング演習入門a-b」「法解釈の基礎a-d」について、法務研究科の教員を中心に担当したほか、一部科目を法学部教員のみ、あるいは法学部教員と法務研究科の教員が共同して担当し、法務研究者との教育上の連携を進めた。</p> <p>3) 弁護士会、司法書士会に「法実務入門」「不動産登記法」などの実践的な科目を担当してもらったほか、「法解釈の基礎」を利用して卒業生を中心に公務員や会社関係者に実践的な講義をしてもらった。</p> <p>4) 教育フォーラムを2回、ピアレビューを1回実施した。ピアレビューについては、法務研究科の教員と共同で行った。教育フォーラムでは、60分クォーター制の実施に関して諸々の問題点の検討を行った。</p> <p>5) 法友会の学生を法教育事業に参加させたほか、金沢大学法友会などとの学生交流を行い、自主的な学習を促すきっかけとした。</p> <p>6) 「海外特別演習」を単位化し、夏期休暇を利用してこれを実施し、イギリス、中国など海外大学等に約20名の学生を派遣した。また、台湾高雄大学からの学生の受け入れ準備を進めたが、最終的には宿舍などの問題があり実現できなかった。高雄大学とは、来年度以降の受け入れについては、来年度以降の交流についてさらに検討を進めることとなった。</p> <p>7) 学部独自の企業説明会を2回実施し、その問題点を学生委員会で検証した。特定企業の利益だけにつながらないような企業説明会の開催の仕方を検討することが、検討課題として設定された。</p> <p>①-2 大学全体への貢献</p> <p>60分クォーター制について着実に実施できた。法務研究科と連携して接続教育を実施し、岡山大学法務研究科への進学を促した。「海外特別演習」等を通じて学生を海外に派遣し、グローバルな関心を高めた。</p>
<p>①-2 目標とする(重要視する)客観的指標</p>	<p>①-3 目標とする(重要視する)客観的指標を達成するための取組・達成状況</p>
<p>法務研究科など他部局との連携、また高校など外部の組織との連携の状況 弁護士会等と連携した実践的授業の開講状況 教育フォーラムなどFDの実施状況 海外大学の学生との交流状況 企業説明会等キャリア支援の状況</p>	<p>法務研究科、弁護士会等との連携については、①-1に記載の通り。 FDの実施状況については、①-1に記載の通り。 海外大学の学生との交流状況については、「海外特別演習」を通じた交流は19名、その他私費留学など23名。 キャリア支援については、独自の企業説明会を開催した。</p>
<p>②研究領域</p>	<p>自己評価</p>
<p>②-1 目標</p>	<p>②-1 目標の達成状況及び新たに生じた課題への取組</p>
<p>(1)比較法政研究所を通じた構成員の研究支援：比較法政研究所を通じて、法例集・判例集の整備、基本図書整備など研究の基本的な条件を整えるとともに、個人研究・共同研究を支援するための研究費を配分する。さらに、研究条件の改善のために学部単独でも可能な方策を検討する。</p> <p>(2)構成員間の研究情報の交換・共有：学部内で研究フォーラムを開催し、構成員間で研究に関する情報、科学研究費など外部資金の獲得の為に情報を交換し、科学研究費への応募・獲得を一層促進する。</p> <p>(3)外部の法律専門家との研究会の定期的開催：裁判官や弁護士などとも協力して、継続的に民事法研究会、公法判例研究会、行政法実務研究会などを開催し、最新の学説・判例に関する情報を交換する。</p> <p>(4)地域・社会との連携による研究活動：地元自治体や、弁護士会、中学・高校などとも協力して、多文化共生ならびに法教育・消費者教育にかんする研究会を引き続き開催してゆく。</p> <p>(5)国際的な研究交流：従来から展開してきた高雄大学との学術交流をさらに継続して行ってゆくほか、特に若手教員が、一定期間、海外に滞在して研究に専念する機会を提供する。</p>	<p>1) 研究所の基盤の整備として、法令集、判例集など研究の基盤となる資料を整備し、6件、50万円相当の基本図書を整備したほか、各30万円程度の個人研究費を配分し、また法教育事業その他共同研究に学部予算から事業費を配分し、研究の基盤整備を行った。</p> <p>2) 研究フォーラムを開催し、3回の研究報告を行ったほか、これとは別に科学研究費応募のために情報交換し、また法学部の共同研究の進め方について議論した。</p> <p>3) 法務研究科や裁判所、弁護士会などとも連携しつつ、民事法分野で「民事法研究会」を2回、公法分野で「公法判例研究会」を5回開催したほか、法務研究科の主催する行政法実務研究会にも会員を派遣するなど開催に協力し、それぞれの領域で定期的に研究会を開催した。</p> <p>4) 地元自治体と多文化共生について、弁護士会と法教育についての研究会を5回開催し、その成果の一部としてSGH事業、法教育事業等に関連して、操山高校、城東高校、一宮高校、清心中学などに教員を派遣した。</p> <p>5) 高雄大学を訪問し、来年度以降の研究交流について打ち合わせを行った。来年度の在外研究の申請があり、これに向けた準備を進めた。また、台湾、中国などから3名の特別研究員を受け入れた。</p> <p>②-2 大学全体への貢献</p> <p>法学・政治学の研究基盤を整備し、教員の研究の進展、成果の発表を促してきた。裁判所、弁護士会など共同して研究会を開催し、実務家の知見を深めるのに貢献した。教員の長期・短期の在外研究を促進し、また海外からの研究者を受け入れ、研究の国際化を進めた。</p>
<p>②-2 目標とする(重要視する)客観的指標</p>	<p>②-3 目標とする(重要視する)客観的指標を達成するための取組・達成状況</p>
<p>比較法政研究所の整備状況 研究会の実施状況 教員の海外における研究活動の実施状況 論文・判例研究・学会報告の状況 科学研究費等外部資金への応募状況・獲得状況</p>	<p>比較法政研究所の整備状況、研究会の実施状況については②-1に記載の通り。 論文等の状況についてはhttp://www.okayama-u.ac.jp/user/law/faculty/achievements/index.htmlを参照。 教員の長期在外研究は本年度1名がアメリカに派遣され、来年度1名、再来年度1名の派遣の準備を進めている。また、短期の研究活動は年間約15件。 科学研究費に関して、教員29名に対して研究代表者として獲得しているのは14件、来年度に向けた申請は継続も含めて28件。</p>

<p>③社会貢献(診療を含む)領域</p>	<p>自己評価</p>
<p>③-1 目標</p>	<p>③-1 目標の達成状況及び新たに生じた課題への取組</p>
<p>(1)地域の自治体の委員等の派遣:地域の自治体や諸団体に必要な委員を派遣し、自治体や団体の運営に協力し、これを通じて地域の諸々の課題解決に取り組む。</p> <p>(2)多文化共生事業、法教育事業等を通じた地域との連携:本学部教員と県内自治体等の職員から構成される岡山県多文化共生政策研究会を通じて、地元自治体の施策に協力する。また、県下の中学・高校、弁護士会と連携して、地域の法教育事業を推進するとともに、これまでの法教育活動を通して得られた知見をもとに、消費者教育の為に教材作成など、消費者庁の推進する消費者教育事業に協力する。</p> <p>(3)生涯学習の支援:昨年度に引き続き公開講座を開催し地域の生涯学習の支援を行う。</p>	<p>1) 地元自治体、弁護士会などに委員を派遣した。</p> <p>2) 多文化共生政策研究会を開催して、岡山県など地元の自治体の政策に協力した。また法教育事業の一環として消費者教育に関する教材開発に取り組み、またその成果として一宮高校、清心中学で消費者法を中心とした法教育事業を展開したほか、いじめ問題、国際交流の問題など城東高校、操山高校での特別授業を展開した。</p> <p>2)7日に公開講座を実施した</p> <p>③-2 大学全体への貢献</p> <p>各教員の研究成果を元に、地元自治体、弁護士会等に多くの委員を派遣し、地域の諸問題に取り組んできたほか、とくに、多文化共生、法教育部門では、学部の共同研究の成果を、多文化共生研究会、ジュニアロースクール、中学・高校における法教育事業などの成果を生んでいる。</p>
<p>③-2 目標とする(重要視する)客観的指標</p>	<p>③-3 目標とする(重要視する)客観的指標を達成するための取組・達成状況</p>
<p>自治体等の委員の派遣の状況 自治体、弁護士会、高等学校などの外部の機関との連携の状況 公開講座の実施状況</p>	<p>自治体等への委員の派遣件数は43件。 自治体など外部の機関の連携の状況、公開講座の実施状況については③-1に記載の通り。</p>
<p>【総括記述欄】</p>	
<p>新カリキュラムの導入に伴って、教員活動評価の基準も見直す必要が生じ、基準を大幅に改訂した。また、年俸制の導入、近時の研究者養成の状況の変化に対応して、人事手続の見直しもおこない、関連の規定を改正した。</p> <p>また、今年度は60分クォーター制、3コース制を導入するとともに、実施に当たった問題点を検証したなかから、2回生配当の専門科目が少なく、開講科目に学生が想定以上に集中するという問題が生じた。これについては、他学部受講を制限し、また時間割の重複などを解消するなどの、緊急的な対応を行った。この事態が来年度以降も続くのかどうか、全学の対応も考慮しつつ、今後の動向も見てゆく必要がある。</p> <p>全体として、従来の基本的な教育・研究・社会貢献の活動を継続的に行ったほか、新カリキュラムの導入など、新しい事態に対する対応を着実に進めている。</p>	